

令和7年度 こども家庭庁母子保健指導者養成研修

# 母子保健・児童福祉施策等 の動向について

こども家庭庁 成育局 母子保健課



こどもまんなか  
こども家庭庁

# 本日の内容

1 母子保健・児童福祉分野をとりまく動向

2 母子保健・児童福祉分野における栄養施策

3 保育所等における食育の推進



# こども家庭庁とは？

## 1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置き**アクションを起こしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていること**に向き合い、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、**大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔**、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

## 2. こども家庭庁の役割

### (1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策 など

### (2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：子どもの意見反映の仕組み、幼児期までの子どもの育ち指針、子どもの居場所、日本版DBSの創設 など

### (3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、子どもの貧困対策、子どもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

## 3. こども家庭庁の基本姿勢

### (1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

### (2) **地方自治体**との連携強化

### (3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

# こども基本法の概要

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として**ひとしく健やかに成長することができ**、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して**、こども施策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがない**ようによること
- ② 全てのこどもについて、**適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること**等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられること**
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること**
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること**
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、**十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保**
- ⑥ **家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備**

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**  
(※ 少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

## 基本的施策

- 施策に対する**こども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

## 概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱等を一つに束ね、**こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの**。

## 第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

**全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会**

(こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載)



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

## 第2 こども施策に関する基本的な方針

①こども・若者を権利の主体として認識し、その**多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る**

②こどもや若者、子育て**当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて**切れ目なく対応し、十分に支援する**

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、**全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる**ようにする

⑤**若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいいろ）の打破に取り組む**

⑥施策の総合性を確保するとともに、**関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）

・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



## 第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、**ライフステージ別に提示**。

- 1 ライフステージを通した重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項  
(子どもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

## 第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 **こども・若者の社会参画・意見反映**
- 2 **こども施策の共通の基盤となる取組**
- 3 **施策の推進体制等**

※こども大綱の下で進める施策の具体的な内容は、**こどもまんなか実行計画**（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

# 本日の内容

1 母子保健・児童福祉分野をとりまく動向

2 母子保健・児童福祉分野における栄養施策

3 保育所等における食育の推進



# 母子保健・児童福祉分野における栄養施策について

## 取組の方向性

### 母子保健法 (昭和40年法律第141号)

- 妊産婦や乳幼児等に対する相談対応、指導・助言
- 正しい母子栄養を含む母子保健に関する知識の普及

### 児童福祉法 (昭和22年法律第164号)

- 保健所による児童福祉施設に対する栄養の改善その他衛生に関する助言

### 成育基本法 (平成30年法律第104号)

#### **成育医療等基本方針**

(令和5年3月22日閣議決定)

#### ○成育過程にある者への保健施策

- ・妊産婦等、乳幼児期、学童期・思春期及び生涯にわたる保健施策、子育て家庭等への支援

#### ○普及啓発

(「健やか親子21」の普及啓発等を通じた食育の推進)

#### ○調査研究

### 食育基本法 (平成17年法律第63号)

#### **第4次食育推進基本計画**

(令和3年4月1日食育推進会議決定)

#### ○妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

#### ○保育所等における食育の推進

第3次食育推進基本計画(平成28年)

「保育所保育指針」の改定 (平成29年)

## 基盤整備

### ●調査の実施

「乳幼児栄養調査」

(令和7年実施)

「乳幼児身体発育調査」

(令和5年実施)



### ●調査研究事業等の実施

#### ●妊娠・出産期、乳幼児期における栄養・食生活支援のガイドライン等の作成・更新

「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」(令和3年改定)

「授乳・離乳の支援ガイド」

(平成31年改定)

乳幼児身体発育評価マニュアル

(令和3年改定)

「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」

(令和7年策定)

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

(平成31年改訂)

## 取組、普及啓発等の実施

自治体における妊産婦・乳幼児の栄養指導の実施

保育所等児童福祉施設における食育の取組、児童福祉施設における食事提供関係者研修会の開催 等

# 成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)  
※ 2018年12月14日公布、2019年12月1日施行

## 法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

## 主な内容

### ○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られるこ  
とを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に  
的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく  
適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、  
社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、  
育てることができる環境の整備

### ○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

### ○関係者相互の連携及び協力

### ○法制上の措置等

### ○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

### ○成育医療等基本方針の策定と評価

- ・案を作成するときは、こども家庭審議会（※）の意見を聴く  
※ 令和5年3月までは、厚生労働省に設置された成育医療等協議会
- ・閣議決定により策定し、公表する
- ・少なくとも6年ごとに見直す

### ○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する  
教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等  
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録、  
成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の  
原因に関する情報
- ・調査研究

### ○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成 育医療等への配慮義務（努力義務）

## 成育基本法（抄）

### （教育及び普及啓発）

第14条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 概要

令和5年度～10年度の6年程度を1つの目安に策定

## 基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

## 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

## (1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

- ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保 等  
②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等  
③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等

## (2) 成育過程にある者等に対する保健

- ①総論 ▶妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進 等  
②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進 等  
③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備 等  
④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進 等  
⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 等  
⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等

## (3) 教育及び普及啓発

- ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等  
②普及啓発 ▶「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進 等

## (4) 記録の収集等に関する体制等

- ①予防接種、乳幼児健診検査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR  
②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR 等

## (5) 調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情勢発信することによる、政策的対応に向けた検討 等

## (6) 災害時等における支援体制の整備 ▶災害時等における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要となる物資の備蓄及び活用の推進 等

## (7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上 等

## その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- ▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるP D C Aサイクルに基づく取組の適切な実施 等

- 令和5年3月改定の成育医療等基本方針について、今後、こども家庭審議会（成育医療等分科会）において、中間評価（令和7年度目途）最終評価・見直しに関する議論が行われる予定。

成育基本法の規定に基づく、成育医療等基本方針では、従来から成育医療等の現状と課題として、「低出生体重児の割合の増加」、「学童期・思春期における全般の問題」、「食生活等生活習慣に関する課題」に栄養・食生活に関する課題が明記されている。

## I 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向

### 1 成育医療等の現状と課題

#### (低出生体重児の割合の増加)

全出生数中の低出生体重児の割合が増加する要因としては医学の進歩(早産児の割合の増加)、多胎児妊娠、妊娠前の母親の痩せ(低栄養状態、妊娠中の体重増加抑制、歯周病、喫煙、飲酒 等の因子が報告されており、引き続き、全出生数中の低出生体重児の割合の減少に向けて、要因の軽減に向けた取組が必要である。

#### (学童期・思春期における全般の問題)

性に関すること、肥満や痩せなど自身の体に関すること、運動や食生活などの生活習慣に関すること、メンタルヘルスに関すること、がんに関することなど健康教育の充実に資する様々な知識を身に付けるための積極的な取組が求められている。

#### (食生活等生活習慣に関する課題)

こどもや若い世代の食生活においては、脂質や食塩の過剰な摂取、朝食の欠食といった食生活の乱れがみられる。朝食の欠食については、就寝時間、起床時間といった1日の生活リズムとも関係する。このため、こどもの頃の食生活をはじめとした生活習慣全般に対応する取組を行い、健やかな生活習慣を身に付けることが必要である。さらに、こどもの食生活については、貧困等の社会経済的な要因も含めた総合的な視点で検討することが重要である。

## II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

### 2成育過程にある者等に対する保健

#### (2)妊産婦等への保健施策

- ・妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した栄養指導の実施等、健康づくりに向けた取組を推進する。

#### (3)乳幼児期における保健施策

- ・乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、乳幼児及び保護者を対象とした栄養指導の実施を推進する。

#### (4)学童期及び思春期における保健施策

- ・学童期及び思春期を通して、生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育を推進する。
- ・子どもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21」の普及啓発等を通じて、学校等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。
- ・障害のある子どもの栄養管理に必要な相談体制及び連携体制の整備に向けた検討を行う。

#### (5)生涯にわたる保健施策

- ・若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。
- ・DOHaDの概念を踏まえて、妊娠中の体重増加不良やストレスの軽減など生涯を通じた疾病予防対策を実施する。

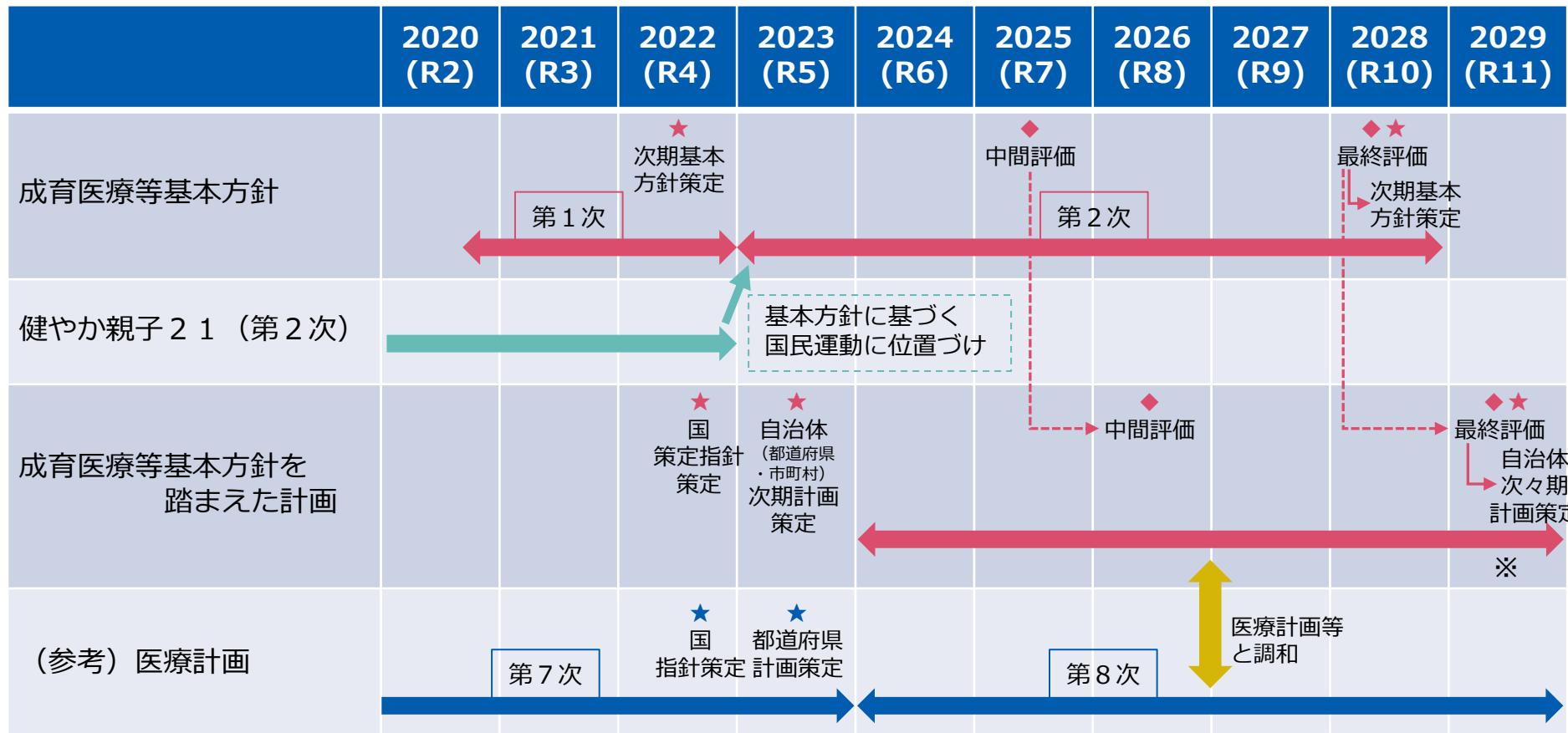
### 6災害時等における支援体制の整備

- ・災害時等における授乳の支援や液体ミルクをはじめとする母子に必要となる物資の備蓄及び活用を推進する。

# 成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等について

医療計画等他の計画と調和を保った上で計画の策定が望ましいことから、計画の策定期間については医療計画と 同様の期間（2024～2029年度）とすることが望ましい。（地域の実情に応じて適宜設定して差し支えない）

◆ 評価時点で入手可能な最新のデータを評価を実施。評価に資するよう、適切に目標値を設定



\* 医療計画の期間（2024～2029年度）については、一部、第2次成育医療等基本方針の期間（2023～2028年度）を外れる期間があるが、当該期間についても第2次成育医療等基本方針と整合的なかたちで基本方針を踏まえた計画を策定することを想定。

## 1. 現状

健やか親子21は、20世紀の母子保健の取り組み成果を踏まえ、関係者、関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動計画であり、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである。

## 2. 成育医療等基本方針における健やか親子21の位置づけ

今般の成育医療等基本方針において、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけられ、成育医療等基本方針に基づく医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進するものとされている。

## 3. 令和5年度以降の方針

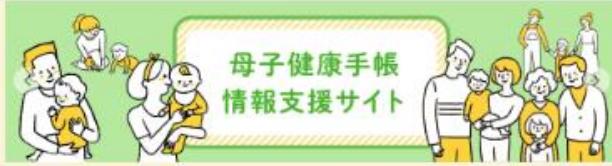
成育医療等基本方針に基づく取組の推進を図る観点から、以下の見直しを行う。

- ① 健やか親子21推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）について、こども家庭審議会成育医療等分科会（令和4年度までの成育医療等協議会）との連携を図りながら、運営する。  
※ 主として、成育医療等分科会は国の取組を、幹事会は自治体や関係団体等の取組を促すこととする。
- ② 成育医療等分科会において報告される成育医療等基本方針に係る評価指標等の自治体別データについて健やか親子21のホームページに一元的に掲載し、自治体の取組を支援する。
- ③ 「母子保健家族計画事業功労者表彰」、「健康寿命をのばそうアワード」等の位置付けを見直し、いずれも成育医療等基本方針の保健分野に関する取組に係る自治体、団体、企業、個人への表彰とする。  
※ 幹事会において選考を行い、健やか親子21推進本部総会において被表彰者の取組等を発表する。
- ④ 幹事会に専門部会を設置し、健やか親子21のホームページに掲載する母子保健情報のコンテンツの質の担保を図る観点から議論を行う。

# 健やか親子21ホームページ

## 健やか親子21

結婚・出産・子育て期の健康に関する情報サイト



健やか親子21と成育基本法について  
このページでは、成育基本法に関する情報を提供します。



母子健康手帳情報支援サイト  
妊娠から乳幼児期まで、母子健康手帳に関する必要な情報を手に入れたい方へ。  
必要な知識なども確認しておきましょう。



マタニティマーク  
マタニティマークは、妊娠や出産に関する情報ガイド。  
アシカードで簡単に確認できます。



データでわかる妊娠・出産・子育て  
妊娠・出産・子育て期の健康に関するデータとイラストでわかりやすく説明しています。



若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト  
「スマート保健相談室」  
セラピストによる個別相談に加え、複数人参加型の相談会も実施されています。



乳幼児健診情報システム(自治体向け)  
乳幼児健診情報を、自治体が効率的に取り扱うためのシステムです。



イベント  
開催されるイベントを紹介しています。



参考資料  
関連する書籍などを販売するための情報や、参考となる資料を掲載しています。

## 目的

成育基本法を踏まえた取組を推進するため、  
妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報発信を行います。

## 内容

### ☆ 健やか親子21と成育基本法について

成育基本法や健やか親子21応援メンバーである  
地方公共団体・企業・団体・大学等の活動内容について紹介しています。

### ☆ 母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しております。

### ☆ データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。

### ☆ 参考資料

調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。

### ☆ マタニティマーク

マタニティマークの目的やご利用ガイドなどを掲載しています。

等

# 健やか親子 2・1 の普及啓発を通じた食育の推進

\ いちにち  
あさ  
＼一日のはじまりに！ /

## みんなで食べよう 朝ごはん

朝ごはんを食べて、生活リズムを整えよう！

朝ごはんを食べる習慣は、子どもの心身の健康、食生活全体のバランスの良さ、規則正しい生活リズムとも関係しています。子どものうちから朝ごはんを食べる習慣を身に付けておくことが、健やかな生活リズムの確立のために大切です。

こどもみんなか  
こども家庭庁

## 幼児期の食生活で大切なこと

幼児期は食生活の基礎ができる時期です。

- 規則正しく食事をする習慣をつけること
- 間食は、量や栄養バランスに気を配ること
- 好き嫌いを少なくする工夫をすること
- 家族と一緒に楽しい食事の雰囲気をつくること

食事のリズムを活用して、好ましい生活リズムを確立していきましょう。

こどもの成長・栄養に関して心配や知りたいことがあります。  
保健所・保健センターなどに相談することができます。

詳細は公式ウェブサイトをご覗ください  
健やか親子21 検索  
<https://sukoyaka21.cfa.go.jp>  
お問い合わせ E-mail: [sukoyaka21@shopro.co.jp](mailto:sukoyaka21@shopro.co.jp)

こどもみんなか  
こども家庭庁

\ いちにち  
あさ  
＼一日のはじまりに！ /

## みんなで食べよう 朝ごはん

朝ごはんを食べて、生活リズムを整えよう！

朝ごはんを食べる習慣は、子どもの心身の健康、食生活全体のバランスの良さ、規則正しい生活リズムとも関係しています。子どものうちから朝ごはんを食べる習慣を身に付けておくことが、健やかな生活リズムの確立のために大切です。

こどもみんなか  
こども家庭庁

■ チラシ（両面）

■ パネル

# 「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」について（令和3年3月改定）

## 背景

- 「妊産婦のための食生活指針」は、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向けて、平成18年2月に『健やか親子21』推進検討会で策定された。指針においては、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすくイラストで示した妊産婦のための食事バランスガイドや、妊娠期における望ましい体重増加量等を示している。
- 策定から約15年が経過し、健康や栄養・食生活に関する課題を含む、妊産婦を取り巻く社会状況等が変化していることから、令和元年度の調査研究事業\*の報告等を踏まえ、厚生労働省において指針の改定を行った。

\* 令和元（2019）年度「妊産婦のための食生活指針の改定案作成および普及啓発に関する調査研究」（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所）

## 改定の内容

- 妊娠、出産、授乳等に当たっては、妊娠前からの健康なからだづくりや適切な食習慣の形成が重要である。このため、改定後の指針の対象には妊娠前の女性も含むこととし、**名称を「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」**とした。
- 改定後の指針は、妊娠前からの健康づくりや妊産婦に必要とされる食事内容とともに、妊産婦の生活全般、からだや心の健康にも配慮した、10項目から構成する。
- 妊娠期における望ましい体重増加量については、「妊娠中の体重増加指導の目安」（令和3年3月8日日本産科婦人科学会）を参考として提示する。

妊娠中の体重増加指導の目安\*

妊娠前の体格**	BMI	体重増加量指導の目安	(参考) 改定前
低体重	18.5未満	<b>12～15kg</b>	9～12kg
普通体重	18.5以上25.0未満	<b>10～13kg</b>	7～12kg
肥満 (1度)	25.0以上30未満	<b>7～10kg</b>	個別対応 (上限5kgまでが目安)
肥満 (2度以上)	30以上	<b>個別対応 (上限5kgまでが目安)</b>	

\* 「増加量を厳格に指導する根拠は必ずしも十分ではないと認識し、個人差を考慮したゆるやかな指導を心がける。」産婦人科診療ガイドライン編 2020 CQ 010より

\* \* 体格分類は日本肥満学会の肥満度分類に準じた。

\* 関係資料はこちらに掲載しています → <https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/shokuji/>

# 「授乳・離乳の支援ガイド」について（平成31年3月改定）

## 1. 背景

- 本ガイドについては、授乳及び離乳の望ましい支援の在り方について、妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者を対象に、所属する施設や専門領域が異なっても、基本的事項を共有し一貫した支援を進めるために、平成19年3月に作成。
- 本ガイドの作成から約10年が経過するなかで、科学的知見の集積、育児環境や就業状況の変化、母子保健施策の充実等、授乳及び離乳を取り巻く社会環境等の変化がみられたことから、有識者による研究会を開催し、本ガイドの内容の検証及び改定を検討。

## 2. ガイドの基本的な考え方

- (1) 授乳及び離乳を通じた育児支援の視点を重視。親子の個別性を尊重するとともに、近年ではインターネット等の様々な情報がある中で、慣れない授乳及び離乳において生じる不安やトラブルに対し、母親等の気持ちや感情を受けとめ、寄り添いを重視した支援の促進。
- (2) 妊産婦や子どもに関わる多機関、多職種の保健医療従事者\*が授乳及び離乳に関する基本的事項を共有し、妊娠中から離乳の完了に至るまで、支援内容が異なることのないよう一貫した支援を推進。

\*医療機関、助産所、保健センター等の医師、助産師、保健師、管理栄養士等

## 3. 改定の主なポイント

- (1) **授乳・離乳を取り巻く最新の科学的知見等を踏まえた適切な支援の充実**  
食物アレルギーの予防や母乳の利点等の乳幼児の栄養管理等に関する最新の知見を踏まえた支援の在り方や、新たに流通する乳児用液体ミルクに関する情報の記載。
- (2) **授乳開始から授乳リズムの確立時期の支援内容の充実**  
母親の不安に寄り添いつつ、母子の個別性に応じた支援により、授乳リズムを確立できるよう、子育て世代包括支援センター等を活用した継続的な支援や情報提供の記載。
- (3) **食物アレルギー予防に関する支援の充実**  
従来のガイドでは参考として記載していたものを、近年の食物アレルギー児の増加や科学的知見等を踏まえ、アレルゲンとなりうる食品の適切な摂取時期の提示や、医師の診断に基づいた授乳及び離乳の支援について新たな項目として記載。
- (4) **妊娠期からの授乳・離乳等に関する情報提供の在り方**  
妊娠健康診査や両親学級、3～4か月健康診査等の母子保健事業等を活用し、授乳方法や離乳開始時期等、妊娠から離乳完了までの各時期に必要な情報を記載。

\* 関係資料はこちらに掲載しています → <https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/junyuu/>

# 令和5年乳幼児身体発育調査の概要について

## 1. 調査の目的（趣旨）

- 全国的に乳幼児の身体発育の状態やその関連項目を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資することを目的とする。※10年周期で実施（前回は平成22年（2010年）に実施）

## 2. 調査の対象及び客体

一般調査：生後14日以上の乳児～小学校就学前の幼児  
病院調査：1か月健診を受診した乳児

	調査客体数	回収客体数	集計客体数
一般調査票	11,190人	6,892人	6,892人
病院調査票	150病院 (148病院)	4,306人	4,302人

## 3. 調査の事項

	事項
一般調査票	性別・生年月日、体重・身長等、運動・言語機能、現症又は既往症、栄養等、妊娠・出産時の状況、母の状況
病院調査票	性別・生年月日・妊娠期間・胎児数・娩出方法等、母の状況、新生児の発育状態・栄養法、1か月健診時の状態

## 4. 調査の時期

一般調査：令和5年9月1日から30日までの期間中で、市区町村長又は保健所の所長が日を定めた日  
病院調査：令和5年9月1日から30日までの期間中で、病院で1か月健診が行われた日

# 令和5年乳幼児身体発育調査の結果について

## 調査結果のポイント

- 乳幼児の体重、身長及び頭囲の平均値について、前回調査の平成22年と比べ、大きな変化はなかった。
- 言語機能について、一語以上の言葉を話す乳幼児の割合を示しているが、平成22年と比べ、特に生後1年前後の乳幼児で一語以上の言葉を話すと回答した割合は低くなっている【図1】。
- 出生年次別の栄養法は、令和5年の生後3～4月末満の乳児では、平成22年と比べると母乳栄養の割合が低く、混合栄養、人工栄養の割合が高い【図2】。

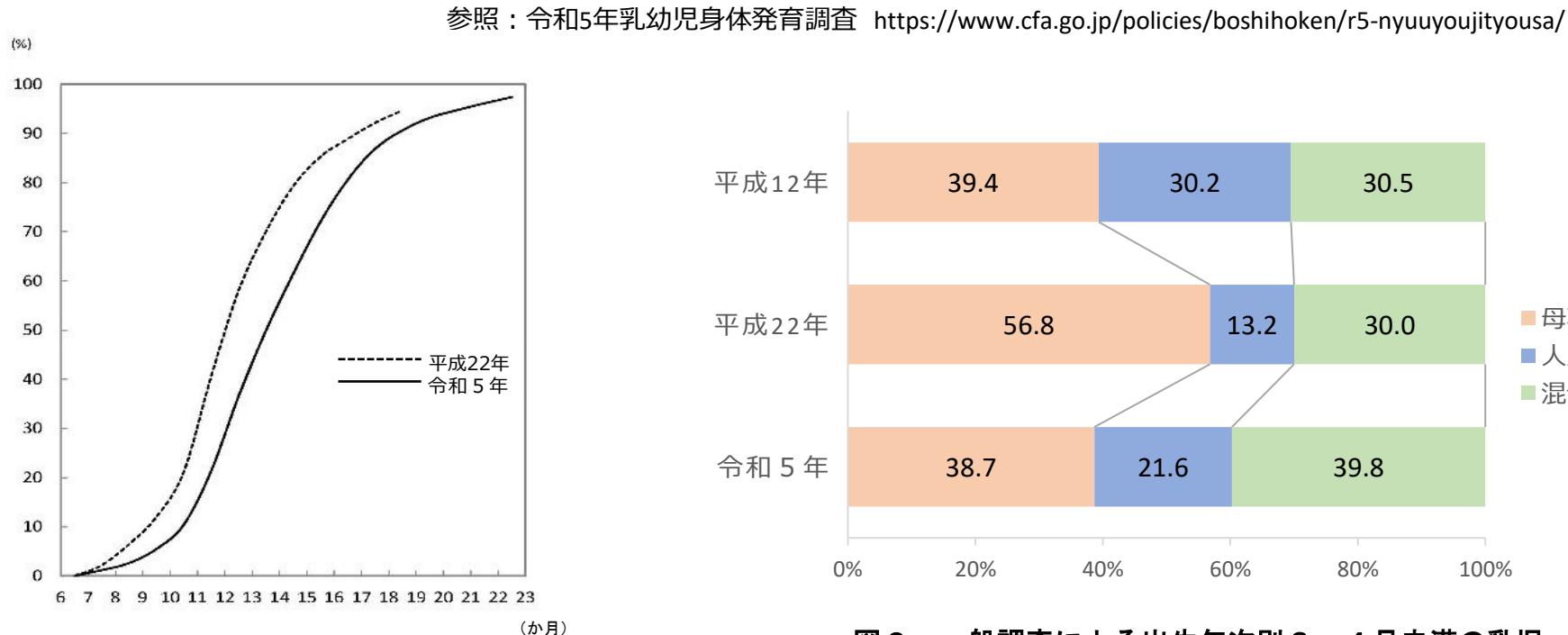


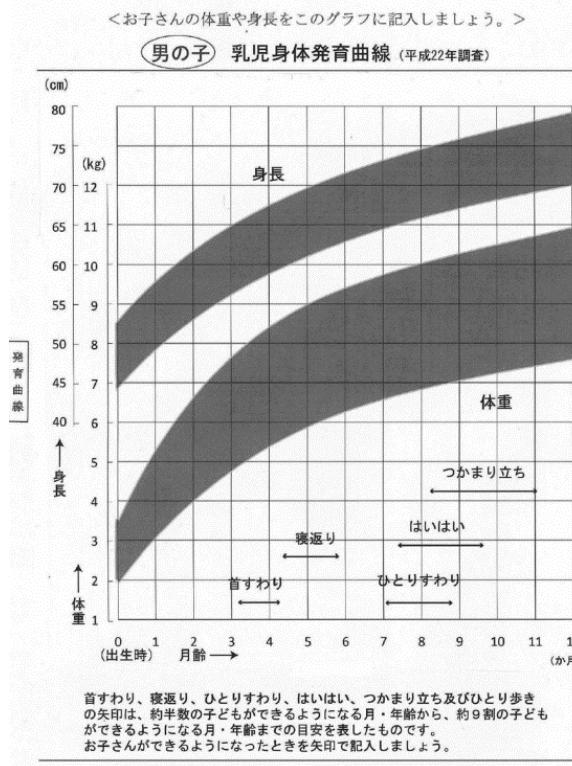
図1 一般調査による乳幼児の言語機能通過率

図2 一般調査による出生年次別3～4月末満の乳児の乳汁栄養法の割合

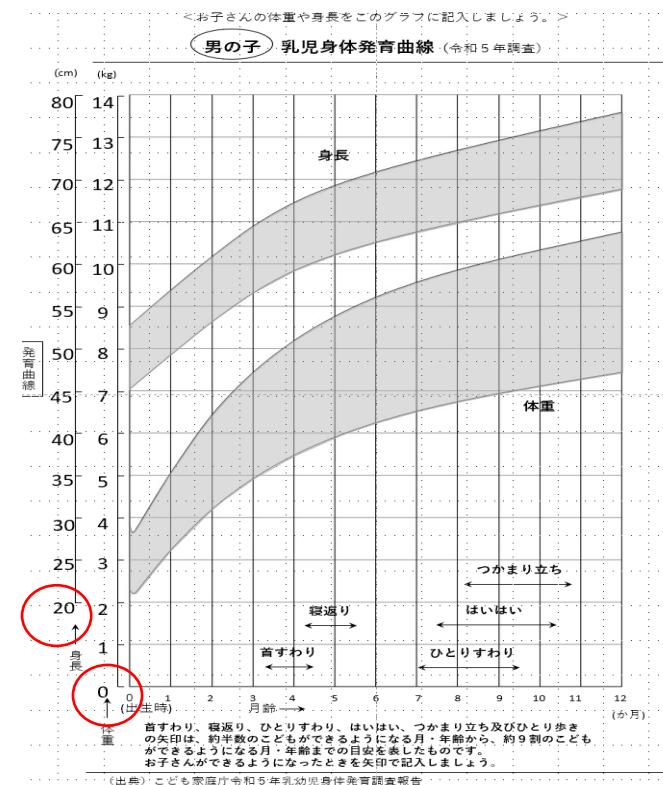
# 令和5年調査に基づく乳幼児身体発育曲線について

- 令和5年9月に乳幼児身体発達調査を実施し、調査結果に基づく新たな乳幼児身体発育曲線を作成。
- 令和6年12月に母子健康手帳の様式に反映するための府令改正を行い、令和7年4月より適用予定。

## 変更前（平成24年4月～）



## 今回のもの(令和7年4月～)



### 変更点：

- 体重は1 kg～ ⇒ 0 kg～、身長は40cm～ ⇒ 20cm～、頭囲は28cm～ ⇒ 20cm～

## 背景

### 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年3月)

- ・児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理の実践にあたっての考え方の例を示すもの
- ・食事の提供についての実務を担当する者を対象

### 「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月)

- ・保育所における食事の提供の形態に関する現状と課題を明らかにすることなどを目的
- ・保育所の食事の運営に関わる幅広い者を対象

- ・10年以上が経過
- ・成育基本法（平成30年法律第104号）の制定

### ・食事・食生活をはじめとしたこどもを取り巻く環境や課題はさらに変化

- 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進、貧困等の社会経済的な視点も含めた検討が重要

### ・より多角的な視点をもって、ひとり一人の子どもの発育・発達に対応し、食事の提供を通じた子どもの食生活全体の支援がより一層求められている

2つのガイドを統合し、よりわかりやすい内容となるよう全体を見直し

「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」を策定

## 主な内容

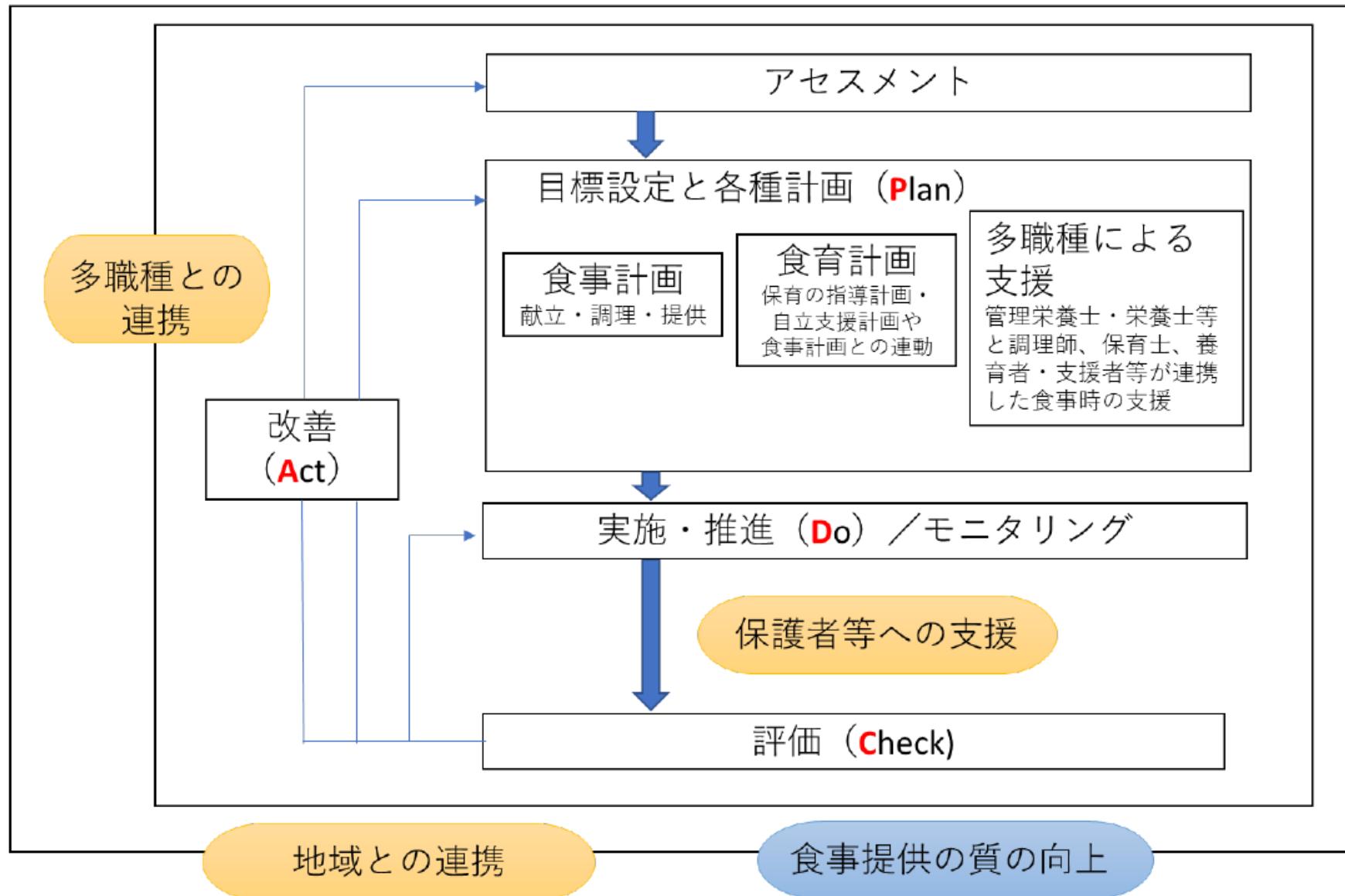
### 第1部 児童福祉施設における食事の提供のあり方

- 施設における食事の意義・役割…施設における、一人一人の子どもの状況を考慮した食事・食生活の支援の重要性を示す
- 施設における食事提供の考え方…子どもの状態に応じた食事提供や食物アレルギー対応、誤嚥予防の取組など、食事提供の質の向上を図るための考え方等を示す
- 食事の提供体制（自園調理・外部搬入等）に応じた留意事項
- 自然災害等の非常時への備え

### 第2部 児童福祉施設における食事提供の実践

- 児童福祉施設における食事提供の取組事例を記載…一人一人の子どもへの対応、多職種が連携した保護者支援等を記載

# 児童福祉施設における食事提供のPDCAの構造



# 先行研究による保育所等の給与栄養目標量 (3~5歳児)について

表:先行研究による児童福祉施設(保育所等)の給与栄養目標量(3~5歳児)の一例

エネルギー及び栄養素	単位	食事摂取基準の指標	食事摂取基準※		食事摂取基準に対する割合(%)	給与栄養目標量(計算値)		本研究で提案された給与栄養目標量
			男児	女児		男児	女児	
エネルギー	kcal	推定エネルギー必要量	1300	1250	43	559	538	560
たんぱく質	%エネルギー	目標量	13~20	13~20		13~20	13~20	食事による摂取エネルギーの13~20%
脂質	%エネルギー	目標量	20~30	20~30		20~30	20~30	食事による摂取エネルギーの20~30%
ナトリウム(食塩相当量)	g	目標量	3.5未満	3.5未満	43	1.5	1.5	2未満
カルシウム	mg	推奨量	600	550	50	300	275	300
マグネシウム	mg	推奨量	100	100	43	43	43	40
鉄	mg	推奨量	5.5	5.5	50	2.8	2.8	3
ビタミンA	μg RAE	推奨量	450	500	43	194	215	220
ビタミンB <sub>1</sub>	mg	推奨量	0.7	0.7	43	0.3	0.3	0.3
ビタミンB <sub>2</sub>	mg	推奨量	0.8	0.8	43	0.3	0.3	0.3
ビタミンC	mg	推奨量	50	50	43	22	22	22
食物繊維	g	目標量	8以上	8以上	43	3.4	3.4	4以上
亜鉛(参考)	mg	推奨量	4	3	43	1.7	1.3	2

※本研究では、日本人の食事摂取基準(2020年版)を用いている。

# 本日の内容

1 母子保健・児童福祉分野をとりまく動向

2 母子保健・児童福祉分野における栄養施策

3 保育所等における食育の推進



# 第4次食育推進基本計画の概要

## 食育基本法

(平成17年法律第63号(衆法))

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

## 食育推進会議

(食育基本法第26条)

会長：農林水産大臣  
委員：関係する国務大臣  
民間有識者

## 食育推進評価専門委員会

(食育推進会議長決定)

構成員：食育推進会議の民間有識者等

## 食育推進基本計画

(食育基本法第16条)

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

### <食をめぐる現状・課題>

- 農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- 地球規模の気候変動の影響の顕在化
- 食品ロス（推計）約523万トン（令和3年度）
- 新型コロナによる「新たな日常」への対応
- 社会のデジタル化
- 持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

## 第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年3月31日 食育推進会議決定

### はじめに

#### 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進
- 1. 重点事項

<重点事項> 国民の健康の視点  
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進



<重点事項> 社会・環境・文化の視点  
持続可能な食を支える食育の推進

横断的な視点

<横断的な重点事項> 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進  
・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

#### 2. 基本的な取組方針

#### 第2 食育の推進の目標に関する事項

- 目標の考え方
- 食育の推進に当たっての目標（16目標・24目標値）

#### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

#### 具体的な施策

- 家庭における食育の推進:
  - 乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
  - 在宅時間を活用した食育の推進
- 学校、保育所等における食育の推進:
  - 栄養教諭の一層の配置促進
  - 学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働
- 地域における食育の推進:
  - 健康寿命の延伸につながる食育の推進
  - 地域における共食の推進
  - 日本型食生活の実践の推進
  - 貧困等の状況にある子供に対する食育の推進
- 食文化の継承のための活動への支援等:
  - 中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
  - 学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進
4. 食育推進運動の展開:食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進:
  - 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
  - 食品表示の理解促進

#### 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

# 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標

目標			
具体的な目標値	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
<b>1 食育に关心を持っている国民を増やす</b>			
①食育に关心を持っている国民の割合	83.2%	78.9%	90%以上
<b>2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす</b>			
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週9.6回	週11回以上
<b>3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす</b>			
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	57.8%	75%以上
<b>4 朝食を欠食する国民を減らす</b>			
④朝食を欠食する子供の割合	4.6% (令和元(2019)年度)	5.6%	0%
⑤朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	26.7%	15%以下
<b>5 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす</b>			
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回 (令和元(2019)年度)	月9.0回 (令和3(2021)年度)	月12回以上
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	一 68.1% (令和3(2021)年度)		90%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	一 74.5% (令和3(2021)年度)		90%以上
<b>6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす</b>			
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	40.6%	50%以上
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	28.4%	40%以上
⑪1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g (令和元(2019)年度)	10.1g (令和元(2019)年度)	8g以下
⑫1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g (令和元(2019)年度)	280.5g (令和元(2019)年度)	350g以上
⑬1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6% (令和元(2019)年度)	61.6% (令和元(2019)年度)	30%以下
<b>7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす</b>			
⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	66.5%	75%以上

目標			
具体的な目標値	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
<b>8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす</b>			
⑯ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	46.8%	55%以上
<b>9 食育の推進に關わるボランティアの数を増やす</b>			
⑯食育の推進に關わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人 (令和元(2019)年度)	34.3万人 (令和2(2020)年度)	37万人以上
<b>10 農林漁業体験を経験した国民を増やす</b>			
⑰農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	62.4%	70%以上
<b>11 产地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす</b>			
⑱产地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	69.8%	80%以上
<b>12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす</b>			
⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	61.7%	75%以上
<b>13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす</b>			
⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5% (令和元(2019)年度)	76.9%	80%以上
<b>14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす</b>			
㉑地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	44.0%	55%以上
㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合	44.6%	63.1%	50%以上
<b>15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす</b>			
㉓食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	77.5%	80%以上
<b>16 指導計画を作成・実施している市町村を増やす</b>			
㉔指導計画を作成・実施している市町村の割合	87.5% (令和元(2019)年度)	89.6% (令和3(2021)年度)	100%

資料: ①～③、⑤、⑨、⑩、⑪、⑫～⑯ 「食育に関する意識調査」(農林水産省)

④ 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

⑥ 「学校における地場産物に係る食に関する指導の取組状況調査」(文部科学省)

⑦、⑧ 「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(文部科学省)

⑪～⑬ 「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)

⑯、⑰ 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ

㉐ 令和元年度の値は「消費者の意識に関する調査」(消費者庁)、令和4年度の値は「令和4年度第2回消費生活意識調査」(消費者庁)

# (参考)第4次食育推進基本計画の基本的な方針(重点事項)と関連する主な取組

## <重点事項>

### 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

国民の健康の視点



社会・環境・文化の視点

## <関連する主な取組>

(子供の基本的な生活習慣の形成)

- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動等により普及啓発を推進

(学校、保育所等における食育の推進)

- ・栄養教諭・管理栄養士等を中心として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進

(健康寿命の延伸につながる食育の推進)

- ・「健康日本21（第二次）」や「スマート・ライフ・プロジェクト」の推進等、健全な食生活等につながる食育を推進
- ・「毎日くだもの200グラム運動」等の消費拡大や生産・流通支援等を通じ、野菜や果物の摂取量増加を促進
- ・食育に対する無関心層への啓発を含め、適切な情報提供方法など自然に健康になれる食環境づくりを、産学官等が連携し推進
- ・「栄養ケア・ステーション」等の民間主導の取組や、食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動を推進

(貧困等の状況にある子供に対する食育の推進)

- ・「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づき、フードバンク等と連携し子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関し支援
- ・「子供の未来応援国民運動」において、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行う子供食堂等を含むNPO等に対し支援
- ・経済的に困難な家庭等に食品等を届ける子供宅食等に関し支援

## <重点事項>

### 持続可能な食を支える食育の推進

## <関連する主な取組>

### [食と環境の調和]

- ・我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）
- ・有機農業をはじめとした持続可能な農業生産や持続可能な水産資源管理等の取組に関して、国民の理解と関心の増進のため普及啓発
- ・食品ロス削減推進法に基づき国民運動として食品ロス削減を推進

### [農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化]

- ・食への関心と理解を深めるべく農林漁業体験活動を促進。
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「子ども農山漁村交流プロジェクト」の一環として、送り側（学校等）への活動支援や活動情報提供、受入側（農山漁村等）の体制整備への支援等を推進
- ・我が国の食料需給の状況への理解促進や、地産地消の推進や生産者と消費者との交流促進等を進め、多様な主体のつながりを広げ深める食育を推進

### [日本の伝統的な和食文化の保護・継承]

- ・地域の風土を活かした和食文化の保護・継承は、地域活性化や環境への負荷の低減に寄与し、持続可能な食に貢献することが期待
- ・「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産の登録の趣旨を踏まえた地域の多様な食文化の保護・継承
- ・地方公共団体、教育関係者、食品関連事業者等からなる各都道府県の体制を構築・活用し、郷土料理のデータベース化やデジタルツール活用を推進
- ・学校給食等で地域の郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

## <横断的な重点事項> 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

横断的な視点

## <関連する主な取組>

- ・「新たな日常」においても食育を着実に実施し、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うなど、新しい広がりを創出するデジタル化に対応した食育を推進（デジタル化に対応することが困難な高齢者等に配慮した情報提供等も必要）
- ・自宅で料理や食事をすることも増えており、食生活を見直す機会にもなることから、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進
- ・「全国食育推進ネットワーク」を活用し、最新の食育活動や知見を食育関係者間で情報共有

# 保育所保育指針（平成29年3月告示）

## 概要

- 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）第35条）
- 保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定しており、平成30年4月より改定指針が適用されている。  
※ 幼稚園教育要領の改訂に向けた検討等を踏まえて改定。同時期に、保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

## 改定に当たっての基本的な考え方

### ○乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（特に、乳児期の保育については、発達の諸侧面が未分化であるため、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」という視点から記載を整理・充実し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるようにした。）

### ○幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

### ○健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

### ○「子育て支援」の章を新設

保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっているほか、保護者と連携して子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視して支援を行うことや地域で子育て支援に携わる他の機関や団体など様々な社会資源との連携や協働を強めていくことが求められている。こうしたことを踏まえ、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実

### ○職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。



# 改定後の保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用)

## 第1章 総則

- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

## 第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容  
※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容  
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容  
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

## 第3章 健康及び安全

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、**食育の推進**、安全な保育環境の確保等について記載。
1. 子どもの健康支援
  2. **食育の推進**
  3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
  4. 災害への備え

## 第4章 子育て支援

- 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。
1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
  2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
  3. 地域の保護者等に対する子育て支援

## 第5章 職員の資質向上

- 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。
1. 職員の資質向上に関する基本的事項
  2. 施設長の責務
  3. 職員の研修等
  4. 研修の実施体制等

# 保育所保育指針

(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号) 抜粋

※幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3節にも同様に記載

## 第3章 健康及び安全

### 2 食育の推進

#### (1) 保育所の特性を生かした食育

- ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。
- イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。
- ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

#### (2) 食育の環境の整備等

- ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。
- イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

# 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月告示）

## 概要

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 は、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども法に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準を定めるもの。【内閣府・文科省・厚労省告示】

→幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保や、小学校との接続に配慮しなければならない。

※平成29年3月改訂においても、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定にあわせて検討。幼稚園教育要領、保育所保育指針も同日の告示・実施

- 幼保連携型認定こども園においては、この教育・保育要領を遵守(同法第10条第2項)。

- 幼保連携型以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行う(同法第6条)。

## 改訂に当たっての基本的な考え方

### ○ 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性

- ・幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
- ・「幼児期のおわりまでに育つてほしい姿」の明確化 ※小学校との接続
- ・園児の理解に基づいた評価の実施
- ・特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
- ・満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
- ・満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
- ・近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実



### ○ 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実

- ・教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
- ・教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
- ・満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
- ・子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実



# 「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について

(令和3年4月1日子保発0401第2号子ども家庭局保育課長通知)

---

## 1 保育所における「食育の計画」の見直し等について

- 第4次食育推進基本計画の決定を踏まえ、保育所において、施設長、保育士、栄養士、調理員等の協力の下、各地域や施設の特性に応じた食育の計画の見直しや策定が推進されるよう、支援をすること。

## 2 保育所における食育の取組の推進について

- 健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、子どもが生活と遊びの中で意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていく取組を推進すること。その際、自然の恵みとしての食材や、調理する人への感謝の気持ちを育み、伝承されてきた地域の食文化に親しむことができる取組を推進するとともに、子どもの親世代への啓発も含めた取組を推進すること。
- 児童福祉施設における食事の提供に関するガイドラインを活用すること等により、乳幼児の成長や発達の過程に応じた食事の提供や食育の取組が実施されるよう努めるとともに、食に関わる保育環境についても配慮すること。
- 保育所の人的・物的資源を生かし、在籍する子ども及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域の関係機関や関係団体等と連携・協働し、地域の特性に応じた、多様で積極的な取組の推進すること。その際、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもの存在にも配慮すること。

## 3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

- 地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組を推進すること。

# 栄養管理加算の拡充

- アレルギー等への対応や食育の推進のため、栄養士を雇用等している保育所等に対する栄養管理加算の充実を図る。

## 【加算概要】

食事の提供に当たり、栄養士を活用して、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して、これらに要する費用の相当額を加算する。

## 【加算要件・加算額】

	現 行	見直し後		
加算要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、<u>調理員</u>として栄養士を雇用している場合も対象となる。</li><li>・年間を通じて活用している場合に対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以後、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、<u>調理員</u>として栄養士を雇用している場合も対象となる。</li><li>・(削除)</li></ul>		
加算額	年額12万円 ※3月分の公定価格に加算	以下のいずれかの単価を加算 ※下表の1/12の金額を各月の公定価格に加算		
	栄養士を雇用等している場合	基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務していない場合	幼稚園	保育所等、認定こども園
			年額約80万円	年額約90万円
	基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務している場合	年額約60万円	年額約60万円	
			年額12万円	年額12万円

# 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の概要

## ＜目的＞

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用する。

## 第Ⅰ部：基本編

### 1. 保育所におけるアレルギー対応の基本

- 乳幼児期のアレルギー疾患、保育所における対応の基本原則、生活管理指導表の活用、緊急時の対応（「エピペン®」使用） 等
  - (1) アレルギー疾患とは
  - (2) 保育所における基本的なアレルギー対応
    - ア) 基本原則 イ) 生活管理指導表の活用
    - ウ) 主な疾患の特徴と保育所の対応の基本
  - (3) 緊急時の対応  
(アナフィラキシーが起こったとき（「エピペン®」使用）)

### 2. アレルギー疾患対策の実施体制

- 記録の重要性（事故防止の取組）、災害への備え、保育所内外の関係者の役割、関係機関との連携・情報共有 等
  - (1) 保育所における各職員の役割
    - ア) 施設長（管理者） イ) 保育士
    - ウ) 調理担当者 エ) 看護師 オ) 栄養士
  - (2) 関係者の役割と関係機関との連携
    - ア) 医療関係者の役割
    - イ) 行政の役割と関係機関との連携

### 3. 食物アレルギーへの対応

- 原因食品の完全除去による対応（安全を最優先）、誤食の発生要因と対応、食育活動と誤食との関係 等
  - (1) 保育所における食事提供の原則（除去食の考え方等）
    - ・組織的対応、完全除去、安全配慮
  - (2) 誤食の防止
    - ・誤食の発生要因と対応
    - ・食育活動と誤食との関係

## 第Ⅱ部:実践編（生活管理指導表に基づく対応の解説）

※生活管理指導表: 保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な“コミュニケーションツール”

- 乳幼児がかかりやすい代表的なアレルギー疾患ごとに、概要（特徴、原因、症状、治療）を明記した上で、「生活管理指導表」に基づく適切な対応に資するよう、「病型・治療」欄の解説、「保育所での生活上の留意点」に求められる具体的な対応を解説。
  - (1) 食物アレルギー・アナフィラキシー (2) 気管支ぜん息 (3) アトピー性皮膚炎 (4) アレルギー性結膜炎 (5) アレルギー性鼻炎

### 参考様式

- 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（アレルギー疾患を有する子どもへの対応に関する医師の診断指示を記載）
- 緊急時個別対応票（アナフィラキシー発症等、緊急時対応のための事前確認及び対応時の記録）
- 除去解除申請書（食物アレルギーの除去食対応における解除申請の書類）

### 参考情報

- アレルギー疾患対策に資する公表情報（関連する公表情報のURL）

### 関係法令等

- 保育所保育指針、アレルギー疾患対策基本法、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針 等

# 保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定  
(「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)(令和元年6月24日付一部改正))

## 実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
  - ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
  - ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

## 研修分野・対象者

### 【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④**食育・アレルギー対応**
- ⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

### ＜対象者＞

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

### 【マネジメント研修】

### ＜対象者＞

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

### 【保育実践研修】

### ＜対象者＞

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

## 指定手続き

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

## 研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。

※園内研修を受講する場合は、1分野最大4時間の研修時間短縮

## 講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

## 研修修了の評価

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

## 研修修了の情報管理

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。(修了証は全国で有効。)
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

# 保育士等キャリアアップ研修の分や及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児保育の意義</li> <li>・乳児保育の環境</li> <li>・乳児への適切な関わり</li> <li>・乳児の発達に応じた保育内容</li> <li>・乳児保育の指導計画、記録及び評価</li> </ul>
②幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育の意義</li> <li>・幼児教育の環境</li> <li>・幼児の発達に応じた保育内容</li> <li>・幼児教育の指導計画、記録及び評価</li> <li>・小学校との接続</li> </ul>
③障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の理解</li> <li>・障害児保育の環境</li> <li>・障害児の発達の援助</li> <li>・家庭及び関係機関との連携</li> <li>・障害児保育の指導計画、記録及び評価</li> </ul>

研修分野	ねらい	内容
④食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>・アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。</li> <li>・他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養に関する基礎知識</li> <li>・食育計画の作成と活用</li> <li>・アレルギー疾患の理解</li> <li>・保育所における食事の提供ガイドライン</li> <li>・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン</li> </ul>
⑤保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>・安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。</li> <li>・他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健計画の作成と活用</li> <li>・事故防止及び健康安全管理</li> <li>・保育所における感染症対策ガイドライン</li> <li>・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン</li> <li>・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン</li> </ul>
⑥保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者支援・子育て支援の意義</li> <li>・保護者に対する相談援助</li> <li>・地域における子育て支援</li> <li>・虐待予防</li> <li>・関係機関との連携、地域資源の活用</li> </ul>

研修分野	ねらい	内容
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメントの理解</li> <li>・リーダーシップ</li> <li>・組織目標の設定</li> <li>・人材育成</li> <li>・働きやすい環境づくり</li> </ul>

研修分野	ねらい	内容
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育における環境構成</li> <li>・子どもの関わり方</li> <li>・身体を使った遊び</li> <li>・言葉・音楽を使った遊び</li> <li>・物を使った遊び</li> </ul>

# 家庭的保育事業における食事の提供体制の検討について

## 1. 現行制度について

- 0～2歳児の保育については、個々の子どもの発達に応じた離乳食の提供、アレルゲン除去食の提供、体調不良時のおかゆ食への変更等臨機応変な対応等の必要から、認可保育園では、自園調理が原則。
- 家庭的保育事業についても自園調理が原則であるが、新制度創設時に市町村による認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた際、自園調理を行っている事業者が半数程度しかなかったことから、現在  
①既存事業者は、5年間（～平成31年度末）自園調理の原則の適用を猶予。  
②責任の明確化等を条件に、連携施設である保育園や系列事業所等からの外部搬入を容認。

⇒ 家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も対象にすべき。（特別区長会）



## 2. 提案についての対応

- 約8～9割の家庭的保育事業者は事業者の自宅で保育を提供しており、依然として、お弁当持参が多い現状にある。  
←調理設備の確保や衛生的な維持が困難等の理由で自園調理への移行が進んでいない  
←個人事業主が約8割を占め、同一・系列法人がないため外部搬入が難しい
- 以上を踏まえ、自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、以下の通り現行基準を見直す。

見直し前	見直し後
経過措置は5年	経過措置10年（5年間延長し、平成36年度末まで）
外部搬入について、 ①保育園・幼稚園・認定こども園 ②同一・系列法人の運営事業所から可能（※）	①・②に加え、 ③保育園などに食事の搬入を行っており、0～2歳児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市町村が認める事業者から可能（※）

※ 5つの要件の遵守が前提：①責任の明確化・契約内容の確保 ②栄養士による必要な配慮の実施 ③適切な外部搬入事業者の確保  
④発達段階・アレルギー等への十分な配慮 ⑤食育計画に基づく食事の提供

- あわせて、自園調理への移行促進のため、家庭的保育事業者間で自園調理に関する情報・ノウハウの共有や環境整備が可能になるようなコンソーシアムの設置、家庭的保育事業者が自園調理を行う際のガイドラインの整備等を推進する。

# 教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表等

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/report/>

## 教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、使用を避ける食材や調理を工夫する食材について「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基に整理しましたので、ご活用ください。なお、本整理表に掲載した食材以外でも、誤嚥事故が発生する可能性があることを念頭に置いて、食事の見守りを行いましょう。

### 使用を避ける食材

#### 粘着性が高く、飲み込みにくい



もち



白玉団子



乾いたナッツ・豆類



ミニトマト



ぶどう



さくらんぼ



個装チーズ



うずらの卵



アメ類・ラムネ



いか



こんにゃく

#### 弾力性があり、噛み切りにくい



いか



こんにゃく

「糸こんにゃく」  
で代用する

#### やむを得ず使用する場合の留意点

4等分して形や大きさを変える

4等分して形や大きさを変えて、口内に残る皮も取り除く

加熱して形や大きさを変える

- 「年齢等」はあくまで目安です。子どもの口腔機能(咀嚼・嚥下)の発達状況や、当日の体調等に応じて調理を工夫しましょう。
- 離乳期においては、家庭で喫食経験がない食材の提供は避けましょう。

### 調理を工夫する食材

#### 年齢等

#### 食材



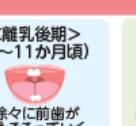
#### 離乳期

##### 離乳初期 (5~6か月頃)



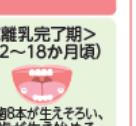
歯はまだ生えていない子が多い。

##### 離乳中期 (7~8か月頃)



前歯が生え始める。

##### 離乳後期 (9~11か月頃)



徐々に前歯が生えそろっていく。

##### 離乳完了期 (12~18か月頃)



前歯8本が生えそろい、奥歯が生え始める。

なめらかにすりつぶした状態にする

舌でつぶせる

歯ぐきでつぶせる

歯ぐきで噛める

やわらかくなるまで加熱する

- 生の状態、すりおろしただけの状態では与えない。

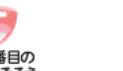


離乳期に提供することは避ける

- 「おにぎりのり」は、「きざみのり」で代用する。

#### 1歳6か月～3歳頃

##### 2歳頃



前から4番目の歯まで生えそろう。

##### 3歳～3歳6か月頃



乳歯(20本)が生えそろう。

- 大人よりはやわらかめの固さ
- 大きさは1cm程度から、口腔機能の発達状況に応じて段階的に調整していく

#### 個別食材のPOINT

- ソーセージ：縦半分に切る(太さや長さも調整する)
- ひき肉：とろみをつける

# 教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食事提供のポイント

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、こどもの食事に関わる皆さんに知っておいていただきたい食事提供のポイントについて「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基にとりまとめましたので、ご活用ください。

## 食事提供のポイント



給食・おやつだけではなく、園庭での栽培活動や、季節の行事など、通常の食事提供とは異なる場面にも注意しましょう。(報告書付録を参照)



全ての食材が、誤嚥につながる可能性があることを知っておきましょう。

パンなど、ありふれた食材でも誤嚥事故が発生しています。



ゆとりある時間を確保して、よく噛んで食べるよう伝えましょう。

無理に完食させようしたり、食事を急かすことは、誤嚥につながるおそれがあります。



食事の時は、水分を摂らせて、のどを潤すようにしましょう。

水分を摂取すると、食べ物が喉を通りやすくなり、誤嚥の予防になります。



食事中に「眠くなる」「怒る」「泣く」場合は、食事を中断しましょう。

眠くなった時の対応は?



上記の状態では、通常の咀嚼・嚥下ができないので、口の中に食べ物が残っているないか確認した上で、食事は中断しましょう。



「遊びながら」「しゃべりながら」食べないように伝えましょう。

口の中に食べ物が残ったまま遊んだり、しゃべったりすると、誤嚥につながるおそれがあります。



食事中は、こどもを驚かせないようにしましょう。

急に抱き上げる、口の中に指を入れるなどによって、驚いた拍子に口の中の食べ物を吸い込んで、誤嚥につながるおそれがあります。



ごはん、パン類、いも類、カステラは、特に以下のポイントに配慮しましょう。



飲み込めずに口の中に残っているものがある時は、無理に飲み込ませず、吐き出させましょう。



食べ方に注意が必要な食材は、あらかじめ注意を呼びかけましょう。

- POINT**
- 水分を摂らせて、のどを潤してから提供しましょう。
  - 口の中に詰め込みすぎないように注意しましょう。
  - よく噛んで食べるよう伝えましょう。

無理矢理指を入れて取り出すのではなく、こどもが自分で吐き出すように伝えましょう。

「パサパサして飲み込みにくい」、「口の中ではばはばになりやすい」など、食材の特徴に合わせた注意を呼びかけましょう。



正しい姿勢で食べることを伝えましょう

離乳初期

口を開けた時に、舌と床が平行となるように背もたれ等を調整しましょう。



離乳中期以降

- カバーやマット等を利用して、正しく座れるように工夫しましょう。
- 足の裏が床につく高さでイスに座らせ、机は肘がつく高さとし、正面を向くように調整しましょう。



こどもから離れる時は、別の職員等に対応を引き継ぐようにしましょう。

対応を別の職員に引き継ぐ場合には、こどもの食事に関する特徴を伝えるようにしましょう。

## 離乳期のポイント



離乳期のこどもの介助をする時は、**「食事提供のポイント」**に加えて、以下のポイントにも注意しましょう。



こどもが慌てて食べないように、こどものペースに合わせて、食材を口に運ぶようにしましょう。

自らも落ち着いて介助に当たることができるよう、ゆとりある時間を確保しましょう。



1回に口に入れる食材の量や大きさは、こどもの口に合うように調整し、詰めすぎないようにしましょう。

離乳初期の1回に口に入れる食材の量は、浅めのスプーン半分くらいを目安にして、その後は口腔機能の発達に合わせて調節しましょう。



口の中に食材が残っていないことを見て確認してから、次の一口を食べさせるようにしましょう。

# 教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための情報共有のポイント

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等を参照して、「保護者等との情報共有」及び「職員及び関係業者との情報共有」のポイントをとりまとめましたので、ご活用ください。

## 保護者等との情報共有

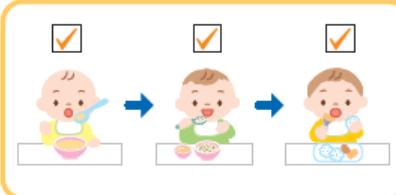
### 目的

食の安全確保、個別対応、食材選定のため、保護者等と施設の間で、情報共有を促進します。また、保護者等とのコミュニケーションを通じて、信頼関係を築くことで、安心して施設を利用できる環境を整えます。

### 保護者等との面談タイミング

入所前の面談に加え、以下のようなタイミングで確認を検討します。

- 食事提供開始時
- 発達段階の変化
- 禿乳食段階の進行
- 上記以外の定期面談 等



### 保護者等から得る情報

- 口腔機能の発達状況
- アレルギー情報
- 習乳の状況
- 喫食経験  
好き嫌い、水分摂取方法、調理方法、味付けなど含む
- 家庭の食事環境 等



## 職員及び関係業者との情報共有

### 食事に関する記録の作成・保存・更新

- 保護者等から確認した食事に関する事項は、「離乳食についての調査票」等の記録を作成し、情報共有のために保存します。(ICTを活用して、記録を確認できる施設もあります。)
- 食事に関する事項は日々変化していくため、最新の情報を記録・書類を更新します。



### 職員間における情報共有

アレルギーや喫食経験、当日のこどもの健康状態などに関する情報は、チェックリスト等を活用しながら、施設の責任者、保育士、管理栄養士・栄養士、調理員、保育補助者のほか、食事の委託業者等の関係業者との間でも幅広く共有を図ります。



### 段階的な確認による誤提供の防止

職員及び関係業者と共有した情報を基に、献立の作成、調理、検食、配膳、提供などに携わるそれぞれの職員や関係業者が、それぞれの段階で問題が無いかチェック可能な環境を整えます。問題がある場合はすぐに情報を共有します。

### 給食業者を利用する施設の事例



例1) 給食担当者、保育士、給食業者が参加する「給食会議」を毎月開催。こどもの月齢や発達段階を踏まえた栄養価、メニュー、食材ごとの切り方や調理方法などの詳細を検討して、献立を作成。

例2) 給食業者が各教室等でのこどもの食事の様子を確認し、課題や改善点があれば随時職員と情報共有して、対策を協議。

※各情報の聞き取り、確認等に関する参考資料:本事業報告書付録6  
「離乳食についての調査票(0・1歳児クラス/入園時聞き取り用)」



ご清聴ありがとうございました

こどもまんなか

こども家庭庁

